

◎国際観光旅客税法

(平成三〇年四月一八日法律第一六号)

一、提案理由 (平成三〇年二月一六日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び国際観光旅客税法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

…………… (略) ……………

次に、国際観光旅客税法案について御説明申し上げます。

政府は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明いたします。

第一に、国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等といたしております。

第二に、課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国といたしております。

第三に、税率は、本邦から出国の一回につき千円といたしております。

その他、納税義務の適正な履行を確保するため必要な規定を設けることといたしております。

以上が、所得税法等の一部を改正する法律案及び国際観光旅客税法案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告 (平成三〇年三月九日)

○小里泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するものであります。

本案は、去る二月十三日当委員会に付託され、十六日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十三日から質疑に入り、二十八日質疑を行い、三月二日参考人からの意見聴取を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告 (平成三〇年四月一日)

○長谷川岳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、国際観光旅

客税を創設する趣旨、特別徴収方式を採用することの是非、国際観光旅客税の使途に関する十分な説明の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して古賀之土理事、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。